別記１

一般財団法人札幌市住宅管理公社公告第　２０２３－２５　号

事後審査型郵送一般競争入札の公告（工事、入札案件）

一般競争入札を行うので、一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和５２年１１月１８日制定）第６条の規定に基づき、下記のとおり公告する。

令和５年（２０２３年）　５月１７日

一般財団法人札幌市住宅管理公社
理事長　大　古　　聡

記

１　契約担当部
〒０６０－０００１
札幌市中央区北１条西２丁目
一般財団法人札幌市住宅管理公社総務部総務課（契約担当）
電話　０１１－２１１－３３８１
ＦＡＸ ０１１－２２１－４４３８

２　対象工事
「札幌芸術の森クラフト工房外部改修工事」

３　入札参加資格
(1)　「単体」で入札に参加する場合
入札に参加しようとする者は、下記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める別表の入札参加資格を満たしていなければならない。
また、下記６に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者としないものとする。

共通事項
ア　一般財団法人札幌市住宅管理公社契約事務取扱要領（昭和５２年１１月１８日制定）第２条の規定に該当しない者であること。
イ　令和５・６年度一般財団法人札幌市住宅管理公社競争入札等参加資格者名簿に対象工事ごとに定める工種で登録していること（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）による再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、札幌市競争入札参加資格者として対象工事ごとに定める工種の再認定を受けていること。）。
ウ　一般財団法人札幌市住宅管理公社工事等参加資格者指名停止等措置要領（平成１４年７月３１日制定）の規定に基づく指名停止の措置を受けている期間中でないこと。
エ　会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（上記イに掲げる再認定を受けた者を除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
オ　暴力団員による不当な行為等の防止に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「暴力団対策法」という。）に基づき、次に掲げる者でないこと。
(ｱ)　役員等（申請者が個人である場合にはその者を、申請者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、申請者が団体である場合は代表者、理事等をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団対策法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められる者
(ｲ)　暴力団（暴力団対策法第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
(ｳ)　役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える

目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められる者

(ｴ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(ｵ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

カ 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。

(ｱ) 対象工事ごとに定める技術者の条件を満たすこと。

(ｲ) 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(ｳ) 申請者と３カ月以上の雇用関係があること。

キ 対象工事ごとに示す当該工事に係る設計業務等の受託者（受託者が共同企業体である場合においては、当該共同企業体の構成員をいう。以下「受託者」という。）でないこと。

ク 受託者の発行済株式総数の１００分の５０を超える株式を有し、又はその出資の総額の１００分の５０を超える出資をしている者でないこと。

ケ 代表権を有する役員が受託者の代表権を有する役員を兼ねていないこと。

コ 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加してないこと（特定共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

(ｱ) 資本関係

a 子会社等（会社法（平成１７年度法律第８６号）第２条第３号の２に規定する子会社等をいう。ｂにおいて同じ。）と親会社等（同条第４号の２に規定する親会社等をいう。ｂにおいて同じ。）の関係にある場合

b 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(ｲ) 人的関係

a 一方の会社等（会社法施行規則（平成１８年法務省令第１２号）第２条第３項第２号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第２条第３項第３号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成１１年法律第２２５号）第２条第４号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成１４年法律第１５４号）第２条第７項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

(a) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

① 会社法第２条第１１号の２に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

② 会社法第２条第１２号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

③ 会社法第２条第１５号に規定する社外取締役

④ 会社法第３４８条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(b) 会社法第４０２条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(c) 会社法第５７５条第１項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第５９０条第１項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(d) 組合の理事

(e) その他業務を執行する者であって、(a)から(d)までに掲げる者に準ずる者

b 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第６４条第２項又は会社更生法第６７条第１項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合

c 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ｳ) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記(ｱ)又は(ｲ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(2) 「特定共同企業体」で入札に参加する場合

入札に参加しようとする者は、その構成員の全てが上記の共通事項の条件及び対象工事ごとに定める入札参加資格を満たし、かつ、下記の共同企業体の結成条件を満たしていなければならない。

また、構成員が単体企業として同一入札に参加すること及び２以上の共同企業体の構成員として同一入札に参加することは認めない。

なお、共同企業体名で入札に参加しなかった場合及び下記６に定める条件のすべてを満たしていない場合は、当該入札の落札者としないものとする。

共同企業体の結成条件

ア　構成員の数が対象工事ごとに定める範囲内であること。

イ　各構成員の出資の割合が均等割の１０分の６以上であること。

ウ　共同企業体の代表者は、円滑な共同施工を確保するため中心的な役割を担うのにふさわしい者であること。

エ　共同企業体の代表者の出資の割合が他の構成員の出資の割合を下回らないこと。

4　入札説明書の交付

(1)　この公告の日から対象工事ごとに定める入札書提出期限の前日までの毎日、一般財団法人札幌市住宅管理公社ホームページにおいてダウンロードすることができる。

（ https://s-j-k.or.jp ）

(2)　この公告の日から対象工事ごとに定める入札書提出期限の前日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和２３年法律第１７８号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く毎日、午前８時４５分から午後５時１５分まで、１に示す契約担当部においても交付する。

5　一般競争入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期間及び提出方法

(1)　提出期間

入札に参加した者のうち、開札の結果、落札候補者となった者は、指定する提出期限までに１に示す契約担当部へ申請書及び資料を持参しなければならない。

(2)　提出方法

対象工事ごとに別表にて定める。

6　落札等に係る入札参加の条件

第１回の入札時に提出する工事費等内訳書（以下「内訳書」という。）のうち、予定価格の制限の範囲内で、かつ最低の価格で入札した者（一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要領（平成１４年７月３１日制定）第７条第１項の規定により落札者及び落札候補者とならなかった者を除く。）の内訳書については、次の(1)～(3)に定める条件をすべて満たさなければならない。

(1)　内訳書の提出があること。

(2)　内訳書の合計金額（工事価格又は業務価格（工事費計又は業務委託料から消費税及び地方消費税を除いた価格）をいう）と第１回の入札書の記載金額が一致すること。

(3)　その他内訳書の内容に疑義がないこと。

7　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(1)　入札書提出期限　　対象工事ごとに別表にて定める。

(2)　開札の日時　　対象工事ごとに別表にて定める。

(3)　開札場所　　札幌市中央区北１条西２丁目一般財団法人札幌市住宅管理公社３階会議室

(4)　提出方法　　別表で示す入札書提出期限までに、１に示す契約担当部へ簡易書留郵便で送付すること。詳細については、入札説明書を参照のこと。

8　その他

(1)　入札保証金

免除

(2)　契約保証金

納付。ただし、理事長が確実と認める有価証券の提供又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の算定において１円未満の端数があるときは、当該端数を切り上げる。

(3)　入札の無効

次に掲げる入札は、無効とする。なお、カ～ケに掲げる入札のいずれかを行った者は、再度の入札に参加できないものとする。

ア　所定の入札保証金を納付しなかった者の入札

イ　入札書に記名又は押印がなされていない入札

ウ　入札書の入札金額を訂正した入札
エ　２以上の入札書を提出した者の入札
オ　入札書の内容が確認できない入札
カ　入札に関し不正の行為をした者の入札
キ　本公告に示した入札参加資格のない者のした入札
ク　申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札
ケ　落札候補者が開札後に提出する工事費等積算内訳書を調査した結果、適正な積算に基づいて行われていないと確認された入札

(4)　落札者の決定方法
対象工事ごとに別表にて定める。

(5)　理事長が必要と認めるとき（設計図書に誤りがあった場合等）は、入札を延期、中止又は取り消すことがある。

(6)　詳細は別表及び入札説明書による。